

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きによる手続き開始の掲示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成30年5月15日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西村 志郎

1 業務の概要

(1) 業務名称 浜甲子園団地第Ⅲ期配置建物基本設計

(2) 業務内容 主な業務内容及び技術提案を求める特定テーマは、以下のとおりである。

① 業務内容

イ 配置基本設計

ロ 建物基本設計他（意匠・構造・設備）

ハ 行政等への協議及び資料等作成、他

② 技術提案を求める特定テーマ

イ 街並み景観形成及び共用空間に関する提案

ロ 立地環境・事業特性・工事コストに関する提案

(3) 履行期間 平成30年7月下旬（契約締結日の翌日）～平成31年3月15日（予定）

2 技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 当機構関西地区における平成29・30年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で業種区分は「建築設計」の認定を受けている単体企業であること。

(2) 西日本支社長等から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 下記に示される同種又は類似業務について、平成15年度以降（平成15年4月1日から参加表明書提出期限まで）において完了した共同住宅における建物基本設計業務※1の実績（下請け受注による業務の実績は含まない。）が1件以上あること。

【同種業務】：同一団地複数住棟で100戸以上の共同住宅(5階以上)に係る建物基本設計業務※1

【類似業務】：共同住宅(5階以上)に係る建物基本設計業務※1

※1 建物基本設計業務とは、建築主からの設計条件に基づき、計画コンセプトの立案や配置設計、建物の空間構成を具体化し、概略を定めた設計図書を作成する業務のこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

(5) 予定管理技術者については、下記に掲げる資格を全て満たしている者であること。

① 一級建築士取得後5年以上の実務経験があること。

② 上記2（3）に示す同種又は類似業務に従事したことが1件以上ある者

③ 予定管理技術者は、参加表明書等資料の提出期限日時点において、雇用関係があること。

なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。

(6) 設備設計に関しては、次に掲げる予定主任担当技術者を配置できること。

- ① 建築設備士もしくは設備一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っているもの
- ② 下記に示す同種又は類似業務の設備設計に従事したことが1件以上ある者

【同種業務】同一団地複数住棟で100戸以上の共同住宅(5階以上)に係る新規設備設計業務

【類似業務】共同住宅(5階以上)に係る新規設備設計業務

予定主任担当技術者は、電気設備又は機械設備のいずれか1名以上でよい。

なお、設備設計に関しては再委託することを可とする。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、判断基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	
		判断基準
参加表明者(企業)の経歴及び業務実績	技術部門登録	参加表明書提出期限時点で下記の順で評価する。 ① 機構関西地区に平成29・30年度の建設コンサルタント業務の登録(建築設計)がある者。 ② 機構関西地区に平成29・30年度の建設コンサルタント業務の登録(建築設計)が無い者。
	同種・類似業務の実績	平成15年度以降(平成15年4月1日から参加表明書提出期限まで)に完了した共同住宅に係る建物基本設計業務実績(下請受注による業務の実績は含まない。)を下記の順で評価する。 ① 同種業務実績が2件ある。 ② 同種業務実績が1件ある。 ③ 類似業務実績が1件ある。 なお、業務の実績が無い場合は、選定しない。
	保有技術者の状況	参加表明書提出期限時点で雇用関係がある者で、一級建築士の資格保有者数を下記の順で評価する。 ① 一級建築士が5人以上いる。 ② 一級建築士が3人以上いる。 ③ 一級建築士が1人以上いる。 なお、一級建築士の資格保有者がいない場合は、選定しない。
予定管理技術者の経歴及び能力	専門技術力及び同種・類似業務の実績	平成15年度以降に受注し、完了した同種又は類似業務等の実績を以下の順位で評価する。同種及び類似業務とも、下請受注による実績を含まないものとする。 ① 一級建築士取得後15年以上の実務経験があり、かつ、同種業務に従事した経験が1件以上ある者 ② 一級建築士取得後10年以上の実務経験があり、かつ、同種業務に従事した経験が1件以上ある者 ③ 一級建築士取得後5年以上の実務経験があり、同種又は類似業務に従事した経験が1件以上ある者 なお、①～③のいずれかの基準を満たさない場合は、選定しない。

4 技術提案書を特定するための基準

技術提案書の評価項目、判断基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	
		判断基準
業務実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高く、配慮事項等が的確に反映されている場合に優位に評価する。
	実施体制	配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保等、業務を遂行する上での体制等が確保されている場合に優位に評価する。
技術提案 特定テーマに関する	本業務における専門技術力について	<p>以下の特定テーマに関して、内容を的確に捉え、独自性、実現性に優れるものを優位に評価する。</p> <p>イ. 街並み景観形成に関する提案 浜甲子園団地Ⅲ期エリアの新たな住環境を整備するにあたり、既に建替完了している浜甲子園さくら街及び浜甲子園なぎさ街の街づくりを継承した景観形成と、新たなメインストリートとして整備中の歩行者軸（ブルバール）及び周辺環境と調和した街並み景観形成並びにコミュニティ形成に寄与する共用空間のあり方について提案する。</p> <p>ロ. 立地環境・事業特性に関する提案 当該団地の立地環境、建替え事業の特性及び工事費コストを踏まえた設計上の留意点について提案する。</p>

5 手続等

(1) 担当支社等

〒536-8550

大阪市城東区森之宮一丁目6番85

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部 契約課 電話：06-6969-9970

(2) 説明書等の交付期間、場所

交付期間：平成30年5月15日（火）から平成30年6月14日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

交付場所：〒536-8550

大阪市城東区森之宮1丁目6番85

独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部 企画課 電話：06-6969-9200

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成30年5月29日（火）午後5時まで

提出場所：上記（2）の交付場所に同じ

提出方法：あらかじめ提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送等他の提出方法のものは受け付けない。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成30年6月15日（金）午後5時まで

提出場所：上記（２）の交付場所に同じ

提出方法：上記（３）に同じ

- （５）本業務において、手続きに参加する者が関係法人１者だった場合（関係法人を構成員とする共同企業体１者だった場合を含む。）は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

6 その他

（１）契約書作成の要否 要

（２）契約保証金

納付のこと。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

（３）支払い条件

前払い（３０％以内）及び完成払い

（４）関連情報を入手するための照会窓口 ５（１）に同じ

- （５）２（１）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も５（３）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選出された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

当該資格の認定を受けていない者については、業務説明書に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

（６）詳細は業務説明書による。

- （７）独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- 3) 当方に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- 4) 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

※お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。